

# 持続可能な救急医療体制推進支援業務委託企画提案仕様書

## 1 目的

本市では、救急医療に対応可能な医師不足に加え、医師の働き方改革による時間外労働の規制などにより、救急医療体制を維持・継続が困難となることが予測される。

本業務は、医療現場の実態調査・分析と課題の明確化、解決策の提示と、本市の救急医療体制に関する検討過程において専門的立場からの助言を得て、本市での救急医療のあるべき姿の再構築を目的とする。

## 2 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 3 業務の内容

業務内容は以下のとおりとする。

なお、本市の救急医療体制の現状については、別紙「宇部市の救急医療体制」参照のこと。

### (1) 宇部・小野田保健医療圏の医療機関に対する実態調査と分析

救急を担う医療機関医師の勤務時間や負担の程度、救急搬送等に関する実態等を把握・分析し、救急医療体制の見直しに必要なデータを作成する。

- ① 救急医療に携わる医師の勤務時間及び忙しさの要因
- ② 二次救急医療機関の救急患者受入実態
- ③ 救急搬送の実態
- ④ 今後の医療需要の推計
- ⑤ 他自治体の救急医療体制の先進的な取組状況等に係る調査分析
- ⑥ その他事業者が提案する事項

分析にあたっては、持続可能な（救急）医療体制の構築に向けて有効と考えられる集計等の分析の視点で行うこと。

### (2) (1) を基にした課題抽出・解決策の提案

重回帰分析など、統計的手法による課題解決策の提案を行うこと。提案にあたり、以下の点について本市の特性を踏まえる一方、先進事例を取り入れるなど、新たな視点による解決策も視野に入れること。

- ① 目指すべき方向性
- ② 新たな連携体制や人材確保
- ③ 市の施策形成

### (3) (2) を基に、本市で再構築する新たな（救急）医療体制のあり方を協議する中での助言

### (4) 宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）の運営補助

- ① 本業務に関する協議会資料の作成
- ② 事務局として出席及び資料の説明

### (5) 定期的協議

市の政策形成に適う提案となるよう、定期的に必要な協議を行うこと。

#### 4 委託料

委託料上限 11,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

#### 5 評価項目及び点数

プロポーザルにおける評価項目及び配点は、別紙のとおりとする。

#### 6 報告

受託者は、この業務の実施状況について、次により市に報告する。

##### (1) 実績報告及び提案書の提出

受託者は、本業務の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告及び提案書を1部市へ提出するものとする。別途、電子データ（CD-ROM）も提出する（PDF・WORD・EXCEL形式）。

##### (2) その他の報告業務

受託者は、市から指示があった場合には、業務の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

#### 7 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りではない。

#### 8 守秘義務等

##### (1) 受託者の責務

- ・受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この業務に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

##### (2) 個人情報収集の制限

- ・受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

#### 9 特記事項

- (1) 本業務を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、業務目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託業務実施にあたっては宇部市財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本業務を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに市に連絡すること。
- (4) 本業務に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに

市に報告すること。

- (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を市に報告し、応急措置を加えた後、書面により市に報告すること。
- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて市に帰属するものとする。
- (7) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し市に提出すること。

## 10 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、市と協議してこれを定めるものとする。

## 宇部市の救急医療体制

### 1 救急医療体制の現状

(令和5年4月1日現在)

- ・ 初期救急医療体制  
外来の処置が必要なときに対応する救急医療  
休日・夜間救急診療所、救急告示病院、在宅当番
- ・ 二次救急医療体制  
入院・手術が必要なときに対応する救急医療  
宇部・小野田保健医療圏 病院群輪番制病院  
圏域内 12 病院 うち宇部市内 8 病院
- ・ 三次救急医療体制・  
生命にかかわる病気で高度な専門治療が必要なときに対応する救急医療  
山口大学医学部附属病院高度救命救急センター

### 2 宇部・小野田保健医療圏の医療機関の現状

(令和元年厚生労働省医療施設調査・令和元年山口県保健統計年報)

- ・ 病院数  
29 病院 (宇部市 19・山陽小野田市 7・美祢市 3)
- ・ 病院勤務医師数  
278 名 (宇部市 172・山陽小野田市 89・美祢市 17)
- ・ 病院開設者・代表  
17 名 (宇部市 11・山陽小野田市 5・美祢市 1)